

一時支援金等を受給する中小企業に対する専門家派遣を実施 ～受付期間を延長します～

東京都は、緊急事態宣言や外出自粛等の影響により、売上の減少等の課題に直面し、一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した都内中小企業者を対象として、コロナ禍における売上減少に対応するため、経営の安定化などを図る取組に対し、課題解決をサポートする専門家を派遣しています。

この度、本事業の受付期間を延長しますので、お知らせします。

変更点について（専門家派遣の受付期間の延長）

<従前> 令和3年7月1日（木）から 同年12月28日（火）まで

<変更後> 令和3年7月1日（木）から **令和4年2月28日（月）まで**

専門家派遣の概要について（受付期間以外の事項について）

対象： 一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給し、経営の安定化などを目指す都内中小企業

東京都中小企業振興公社が設置する「一時支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口」にて経営相談を実施した上で、本支援が必要と認められる中小企業

支援内容： 中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施（1社あたり4回まで・無料） **※派遣期間は令和4年3月31日まで**

専門家派遣の特徴

- ① 経営の安定化などに向けたアドバイスを行う専門家を無料で派遣
 - ② 中小企業の支援ニーズに応じ、複数の専門家による支援も実施
- ※ ご希望に応じて、オンラインでの対応も可能

問合せ先： 東京都中小企業振興公社 総合支援課（千代田区神田佐久間町1-9）

電話： 03-3251-7881

※「一時支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口」（平日9:00～17:00）にご相談ください。（経営相談の受付は、相談終了時刻の30分前までとなります。）

<問い合わせ先>

産業労働局 商工部 経営支援課

03-5320-4772（直通）

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 総合支援課

03-3251-7881（直通）